

第37回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

令和5年3月28日（火曜日）
午前10時

開催場所

東京都目黒区原町一丁目7番8号
クラフトビレッジ西小山内ハジマリルーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。)

議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

ごあいさつ	1
第37回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、**郵送により事前に議決権を行使いただくことをご検討**下さいますようお願い申し上げます。

株式会社ピーエイ

証券コード：4766

ごあいさつ



代表取締役社長兼COO

垣内 康晴

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

第37回定時株主総会を令和5年3月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第37期の事業の概要につき説明申し上げますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

経営理念

「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションのもと様々な地域課題の解決の為の事業を展開しております。

株主各位

証券コード 4766
令和5年3月13日

本社所在地：東京都目黒区原町一丁目7番8号Craft Village NISHIKOYAMA 内
(登記上の本店所在地：福島県双葉郡楢葉町大字北田字下山根38番地1-102)

株式会社ピーエイ
代表取締役社長兼COO 垣内 康晴

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.pa-co-ltd.co.jp/ir/event.html>

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4766/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年3月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和5年3月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

記

1 日 時	令和5年3月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都目黒区原町一丁目7番8号 クラフトビレッジ西小山内ハジマリルーム (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第37期（自令和4年1月1日 至令和4年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（自令和4年1月1日 至令和4年12月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照下さい。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当社は、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、前頁の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、議決権の基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	重要な兼職の状況	
1	かとう ひろとし 加藤 博敏	代表取締役会長 兼CEO	(株)ピーエイクエア取締役 (株)PAエンタープライズ取締役 (株)アルメイツ取締役	再任
2	かきうち やすはる 垣内 康晴	代表取締役社長 兼COO	(株)ピーエイクエア取締役 (株)PAエンタープライズ取締役 (株)アルメイツ取締役	再任
3	たかはし なおき 高橋 直樹	取締役	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員 株式会社エル・ティー・エス取締役 (監査等委員) 株式会社 イオトイジャパン 監査役	再任
4	かつらがわ こずえ 桂川 梢	—	株式会社インゲート代表取締役副社長	新任
5	ふかや つるき 深谷 弦希	取締役	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長	再任 社外
6	こまつ まさみ 小松 真実	—	ミュージックセキュリティーズ株式会 社 代表取締役社長	新任 社外

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

取締役複数名の推薦による者を指名候補者として、社外取締役が全体の2/5以上を占める取締役会にて審議し決定しております。

候補者
番号

1



再任

かとう ひろとし
加藤 博敏 (昭和33年2月28日生)

所有する当社の株式数… 2,555,200株
在任年数…………… 37年
取締役会出席状況…………… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

昭和55年	株式会社資生堂入社	令和元年	株式会社PAエンタープライズ取締役(現任)
昭和61年	有限会社ピーエイ設立、代表取締役社長	令和3年	当社 代表取締役ファウンダー 兼CEO
平成2年	有限会社ピーエイを株式会社ピーエイに改組、代表取締役社長	令和4年	当社 代表取締役会長兼CEO (現任)
平成28年	株式会社ピーエイケア取締役(現任)		
平成29年	株式会社アルメイツ取締役(現任)		

重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役

【選任理由】

加藤博敏氏は、当社及びピーエイグループ会社の代表取締役社長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、求人業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2



再任

かき うち やす はる
垣内 康晴 (昭和38年7月9日生)

所有する当社の株式数… 5,000株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

昭和61年	株式会社アルバイトタイムス入社	令和3年	株式会社アルメイツ取締役(現任)
平成16年	同社 取締役管理本部長	令和3年	株式会社ピーエイケア取締役(現任)
平成18年	同社 取締役管理本部・人事本部署	令和3年	株式会社PAエンタープライズ取締役(現任)
平成19年	同社 代表取締役社長	令和3年	当社 代表取締役社長兼COO (現任)
令和2年	当社 顧問		
令和3年	当社 取締役		

重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役

【選任理由】

垣内康晴氏は、令和3年10月より代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めてまいりました。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

たか はし なお き
高橋直樹

(昭和36年4月26日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 12/14回



再任

略歴、当社における地位及び担当

昭和60年	日産自動車株式会社 入社	平成27年	ジェイアイ傷害火災保険株式会社 監査役
昭和61年	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	平成30年	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員(現任)
平成7年	ホワイト&ケース法律事務所 東京オフィス 入社	令和元年	株式会社エル・ティー・エス 取締役(監査等委員)(現任)
平成10年	日本コカ・コーラ株式会社 入社	令和2年	株式会社イオトイジャパン 監査役(現任)
平成12年	株式会社IQ3 取締役上級副社長	令和2年	当社 顧問
平成13年	アメリカンインターナショナルグループ株式会社 入社	令和3年	当社 取締役(現任)
平成21年	AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員		
平成25年	富士火災海上保険株式会社 監査役		
平成25年	アメリカンホーム医療損害保険株式会社 監査役		

重要な兼職の状況

ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員、(株)エル・ティー・エス取締役(監査等委員)、(株)イオトイジャパン監査役

【選任理由】

高橋直樹氏は、長年、さまざまなセクターの企業法務に携わり、法務責任者を務めた豊富な経験と幅広い見識を当社のコーポレート・ガバナンス及び経営基盤の強化、事業開発に活かしていただきたいため、引き続き取締役として選任をお願いします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

4



新任

かつら がわ
桂川

こずえ
梢 (昭和52年5月10日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回

略歴、当社における地位及び担当

平成12年 株式会社日立産業制御ソリューションズ入社
平成18年 株式会社インゲート設立 代表取締役社長
令和2年 同社 代表取締役副社長（現任）
令和4年 当社 顧問（現任）

重要な兼職の状況

(株)インゲート 代表取締役副社長

【選任理由及び期待される役割の概要】

桂川梢氏は、経営者としての幅広い見識と豊富な経験と実績、及びITに関する専門的知識・豊富な経験等を有していることから、持続的な成長と企業価値向上に貢献いただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5



再任

社外

ふか や つる き
深谷 弦希 (昭和43年5月1日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

平成2年 日本ジョイントベンチャー株式会社入社
平成6年 株式会社サンシャット海外事業部東京支社長
平成15年 有限会社ライフケアイト代表取締役社長（現任）
緑洲大地（北京）投資咨询有限公司 董事長（現任）
平成16年 邦博（北京）医薬技術開発有限公司 董事長・総経理（現任）
平成21年 当社（社外）取締役
平成25年 SHOEI CHINA Co., Limited 董事長（現任）
平成30年 当社（社外）取締役（現任）

重要な兼職の状況

SHOEI CHINA Co., Limited 董事長

【選任理由及び期待される役割の概要】

深谷弦希氏は、経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

こまつ まさみ
小松 真実 (昭和50年9月14日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回



新任

社外

略歴、当社における地位及び担当

平成12年 ミュージックセキュリティーズ合
資会社設立
平成13年 ミュージックセキュリティーズ有
限会社設立 代表取締役社長
平成14年 ミュージックセキュリティーズ有
限会社をミュージックセキュリテ
ィーズ株式会社に改組 代表取締
役社長 (現任)

重要な兼職の状況

ミュージックセキュリティーズ株式会社 代表取締役社長

【選任理由及び期待される役割の概要】

小松真実氏は、経営者としての幅広い見識と豊富な経験と実績、及び金融業界に関する専門的知識・豊富な経験等を有していることから、持続的な成長と企業価値向上に貢献いただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 加藤博敏氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 深谷弦希氏、小松真実氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、深谷弦希氏との間で、会社法第427条第1項規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小松真実氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、深谷弦希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、小松真実氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定です。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第2号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松田聡氏及び植木昌成氏は任期満了となり、倉嶋喬氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ただち なみ
忠地 奈美
(昭和45年9月2日生)

所有する当社の株式数… 1,000株
在任年数…………… 一年
監査役会出席状況…………… 一回

略歴、当社における地位

平成5年 株式会社アクアスポーツアカデミー入社
平成7年 長野松下設備機器株式会社入社
平成8年 当社入社
平成17年 当社 事業戦略本部MS部長
平成24年 当社 監査役
平成27年 当社 営業支援本部業務部長
平成29年 当社 内部監査室長（現任）

重要な兼職の状況

監査役候補者とした理由

忠地奈美氏は、当社の事業戦略本部に長年携わった経験を有するほか、内部監査室室長として当社の業務に精通しております。同氏が監査役に就任した場合、これらの経歴に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。



新任

候補者
番号

2



再任

社外

まつだ
松田

さとし
聡

(昭和30年3月11日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 8年
監査役会出席状況…………… 7/9回

略歴、当社における地位

昭和52年 駒村経理事務所入所
昭和55年 税理士登録
昭和58年 松田税理士事務所開設（現任）
平成27年 当社（社外）監査役（現任）

重要な兼職の状況

松田税理士事務所所長

社外監査役候補者とした理由

松田聡氏は、税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的な知識と豊富な見識から、幅広い専門知識と見識を当社の監査に反映することを期待できることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者
番号

3



再任

社外

うえき まさなり
植木 昌成

(昭和29年10月4日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 9/9回

略歴、当社における地位

昭和55年 株式会社アートランド入社
平成6年 株式会社パティオ監査役
平成25年 同社代表取締役（現任）
平成27年 株式会社もみ取締役（現任）
平成31年 当社（社外）監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社パティオ 代表取締役、株式会社もみ 取締役

社外監査役候補者とした理由

植木昌成氏は、企業経営における豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松田聡氏、植木昌成氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、松田聡氏及び植木昌成氏との間で会社法427条1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額としており、松田聡氏及び植木昌成氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、松田聡氏及び植木昌成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役候補者朝妻義孝氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

あさつま よしたか
朝妻 義孝 (昭和37年10月21日生)

所有する当社の株式数… 一株



略歴、当社における地位

昭和56年	新潟スポーツ株式会社入社	平成28年	株式会社NSIプロパティ代表取締役社長（現任）
平成元年	株式会社日刊通信入社		
平成6年	株式会社エヌエスアイ入社	平成30年	一般社団法人まちづくりスポーツ支援協会理事（現任）
平成17年	同社取締役		
平成19年	同社代表取締役社長（現任）	令和2年	株式会社マックブランド取締役（現任）
平成27年	株式会社NSIサービス代表取締役社長（現任）		

重要な兼職の状況

株式会社エヌエスアイ 代表取締役社長、株式会社NSIサービス 代表取締役社長、株式会社NSIプロパティ 代表取締役社長、株式会社マックブランド 取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

朝妻義孝氏は、企業経営における豊富な経験・実績・見識を有しており、同氏が監査役に就任した場合、これらの経歴に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 朝妻義孝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 朝妻義孝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
4. 当社は、朝妻義孝氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況（3） ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。朝妻義孝氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告 (自 令和4年1月1日至 令和4年12月31日)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、徐々に経済活動が正常化に向かい、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格の高騰や半導体・電装部品を中心とする部品不足、ロシア・ウクライナ情勢や物流の混乱、急激な円安の進行による物価の上昇など、先行き不透明な状態が継続しております。

このような経営環境の中、当社グループにおいては「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションを定め、これまでの経験で培ったノウハウ、地域の方々との強固なネットワークを活かし様々な地域活性化事業を拡大推進しております。

その中で、当社が地域活性化事業を徹底的に取り組む決意を社内外に明確にする意味で日本最難関の東日本大震災及び原発被災12市町村の中、原発20キロ圏内にある榎葉町に東京都品川区より令和4年4月に本店移転すると同時に榎葉町と地域活性化の為に様々なプロジェクト組成する為に「包括連携協定」を締結しました。他の全国各地の連携自治体との活性化連携事業と共に、それらのノウハウを全国の自治体での地域活性化事業に移転することで地域創生事業を推進しております。

各事業においてさらなるサービスの拡大と収益の向上にむけて、販路の拡大やサービスの改善に注力しつつ「地域分散化社会」の実現を目指してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1,666百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益41百万円（前連結会計年度は営業損失60百万円）、営業外収益で助成金収入32百万円及び有価証券売却益4百万円、営業外費用で支払利息4百万円計上により経常利益78百万円（前連結会計年度は経常損失24百万円）、連結子会社である優迅艾克（瀋陽）貿易有限会社及び北京培繹諮詢有限公司の清算終了に伴い、為替換算調整勘定の取り崩しによる8百万円を特別利益（関係会清算益）、万代テラス ハジマリヒロバのコンテナ施設の特別損失（減損損失）13百万円計上により、親会社株主に帰属する当期純利益49百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失280百万円）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

情報サービス事業

売上高

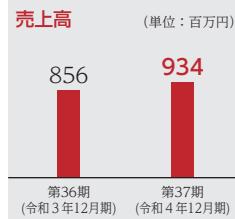
934百万円

(前連結会計年度比9.0%増)

情報サービス事業の当連結会計年度の売上高は934百万円（前連結会計年度比9.0%増）となりました。

情報サービス事業は、北陸地域において無料求人情報誌「ジョブポスト」および東北地域、関東地域、信越地域、北陸地域において「ジョブポストweb」を提供しております。

雇用情勢においては、有効求人倍率や新規求人倍率が上昇を続けるなど、企業の採用意欲は高まっており、新型コロナウイルス感染症の影響にて減少していた採用需要が緩やかに回復しております。当社においては正社員領域を中心に採用再開する顧客企業の増加により求人数が増加いたしました。このような事業環境の下、大手求人メディアとの連携を通じた商品力強化と営業提案力強化を進め、多様な人材マッチングを通じた幅広い人材ニーズに対応できるよう「お客様の採用代行」としてのポジション確立を目指し取り組んでおります。



人材派遣事業

売上高

286百万円

(前連結会計年度比11.7%減)

人材派遣事業の当連結会計年度の売上高は286百万円（前連結会計年度比11.7%減）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた採用需要は緩やかに回復の動きがみられる中、営業人員の体制が整わず売上が減少いたしました。

また、多様化・細分化する人材需要への対応や、個々の求職者にとってより適した仕事を提供し、顧客ニーズにフレキシブルに対応しつつ収益拡大に向けて取り組んでおります。



保育事業**売上高****336百万円**

(前連結会計年度比8.4%増)

保育事業の当連結会計年度の売上高は336百万円（前連結会計年度比8.4%増）となりました。

保育事業では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、より一層の「安心・安全」な管理体制の強化を行った上で、園児に対する信頼性の向上と品質の高いサービスを提供するため、人材育成の強化を行い、良質な子育て支援サービスの向上を図り、売上高が増加いたしました。

このような中、令和4年12月に宇都宮市認可小規模保育事業所「ココカラ雀宮」の開所に伴い、補助金として営業外収益240百万円を計上しました。令和4年12月現在、小規模認可保育園7施設となりました。

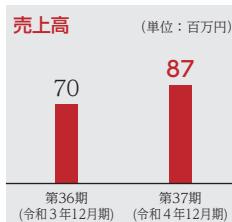
**地域創生事業****売上高****87百万円**

(前連結会計年度比24.8%増)

地域創生事業の当連結会計年度の売上高は87百万円（前連結会計年度比24.8%増）となりました。

地域創生事業では、政府のデジタル田園都市構想も背景に、各自治体への移住定住促進と、その為の関係人口の創出、2拠点居住や移住の場所に選ばれる自治体になる為の自治体の課題解決をそれぞれ事業化し推進することで事業成長を推進しております。

令和2年11月にオープンした東急目黒線西小山駅前の「Craft Village NISHIKOYAMA」は、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との「西小山駅前地区地域まちづくり支援事業に係るパートナー協定書」に基づいた地域の賑わい創生事業です。



地域活性化への取組みとして、令和4年8月に全天候型の多目的スペース「ハジマリルーム」をリニューアルオープンし、飲食やイベントなど施設利用における充実化をいたしました。また、地方と首都圏を結び交流拠点とする新たなサービスとして、令和4年7月に「檜葉町から福島未来を考えるシンポジウム」、同年9月に「福岡ワーケーションフェス2022 プレイベント in TOKYO」、同年10月に「福島県双葉郡檜葉町 ミニ物産展」、同年11月に「リトル京都・亀岡 in Craft Village NISHIKOYAMA」のイベント等を開催するなど、全国地方自治体へのご案内や受注も進んでおり、今後も施設を活用したサービス開発に取り組んでまいります。

また、令和4年10月には、「檜葉町」の地域おこし協力隊受入れ事業を受託し、各自治体における定住人口の増加及び地域の活性化を目的とする地域おこし協力隊の募集・活動・運営支援サービスなど、自治体における様々な課題解決に向けた地域活性化プロジェクトを展開しております。

平成31年2月から京都駅前では、京都市から土地を借りる形で週末商店街を実現させた「るてん商店街」を企画運営しております。また、地域活性化や関係人口創出を目指す自治体の課題解決など地域創生に関わる様々な事業取組みとして、令和4年11月に若手クリエイター×京都伝統工芸職人のコラボ作品展会場「京都WORKS LAB」オープンし、これらの地域活性化プロジェクトを積極的に取り組んだ事により売上が増加いたしました。

また、令和3年6月に新潟市万代島地区のにぎわい創出と活性化を目的とした新潟県の「万代テラスにぎわい創出事業」を受託し、国指定重要文化財「萬代橋」下流の新潟港エリアにおいて、オープンでサステナブルな地域活性化施設を目指す『万代テラスハジマリヒロバ』を同年10月のプレオープンを経て令和4年4月にグランドオープンいたしました。

「遊び」「体験」「憩い」をテーマに、焚き火やBBQなどアウトドアコンテンツを新たに充実させ、新しいコミュニティが生まれるhubとなる創造的空間づくりに取り組んでおります。その中において、同年9月に都市部でのドローンによるフードデリバリーを目指す官民協働の取組みとして『万代テラスハジマリヒロバ』でドローンフードデリバリーの実証実験、同年11月には、「新潟ワインフェス2022万代テラス ハジマリヒロバ×万代島多目的広場～大かま～」のイベントを開催致しました。

その他事業

売上高

20百万円

(前連結会計年度比5.5%増)

その他事業の当連結会計年度の売上高は20百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

その他事業では、主として新興市場であるベトナムに特化した事業を展開しており、育成事業として位置付けて将来の成長に向けた先行投資を行っております。



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、46百万円であります。

これは主に保育事業における小規模認可保育園の建設費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金35百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

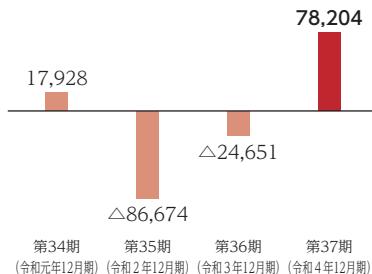
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

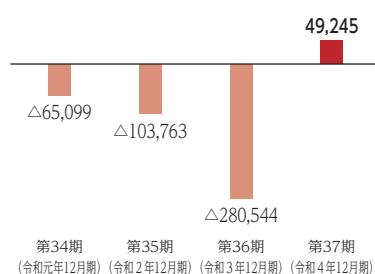
売上高 (単位：千円)



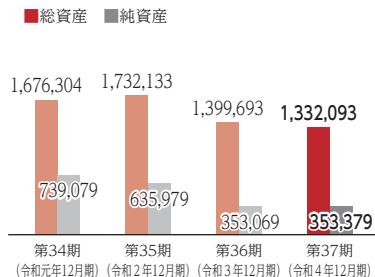
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



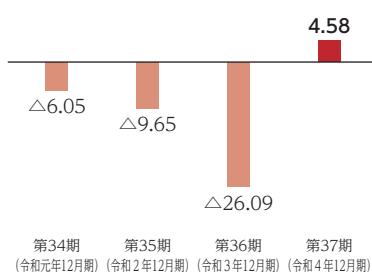
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：千円)



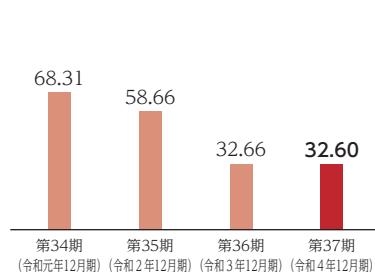
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第34期 (令和元年12月期)	第35期 (令和2年12月期)	第36期 (令和3年12月期)	第37期 (当連結会計年度) (令和4年12月期)
売上高	(千円) 2,264,211	(千円) 1,600,628	(千円) 1,582,084	(千円) 1,666,419
経常利益又は経常損失(△)	(千円) 17,928	(千円) △86,674	(千円) △24,651	(千円) 78,204
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)	(千円) △65,099	(千円) △103,763	(千円) △280,544	(千円) 49,245
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円) △6.05	(円) △9.65	(円) △26.09	(円) 4.58
総資産	(千円) 1,676,304	(千円) 1,732,133	(千円) 1,399,693	(千円) 1,332,093
純資産	(千円) 739,079	(千円) 635,979	(千円) 353,069	(千円) 353,379
1株当たり純資産額	(円) 68.31	(円) 58.66	(円) 32.66	(円) 32.60

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アルメイツ	20,000 千円	100	人材派遣及び人材紹介
PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED	5,940,170 千ドン	100	管理コンサルティング
PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED	400,000 千ドン	0	広告代理店
株式会社ピーエイケア	44,000 千円	100	保育関連事業
株式会社PA エンタープライズ	10,000 千円	51	越境ECの支援事業

(注) 1. 優迅艾克(瀋陽)貿易有限公司は、令和4年3月に清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 北京培繹諮詢有限公司は、令和4年10月に清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションステートメントを掲げ、地域創生の為の様々な事業を展開しています。

情報サービス事業や人材派遣事業では求職者と企業をマッチングする地域の雇用創出を、保育事業では子育て世代の活躍支援や地域の子どもを安全に預け育む環境づくりを展開してきました。

さらに、地域創生事業の展開として、地域の関係人口拡大の為の様々な地域の人を繋ぐ事業や新たな地域コミュニティ形成のHubとなる施設作りなど、地域課題解決の為の事業に取り組んでいます。

「地方創生」は国策である「まち・ひと・しごと創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの政策展開により、東京一極集中をなくし、地方への新しいひとの流れを作り、魅力あふれる地域づくりを促進するなど、各地域での自律的で持続的な社会を創生する動きが活発化しています。しかし解決策はまだ見いだせていない状況です。

このような環境下において、当社グループの持続的成長は各事業における事業基盤強化と、それぞれの事業ノウハウを生かした中での地域創生事業としての新たなグループシナジーの最大化による地域活性化ソリューションサービスの創出が課題となります。

そんな中で、情報サービス事業をはじめとする人材サービスでは、商品力強化と営業提案力強化を進め、多様な人材マッチングを通じた幅広い人材ニーズに対応できるよう「お客様の採用代行」としてのポジション確立を目指します。

保育事業は従来の保育施設新設に加えて、新たに放課後デイサービスの展開により障がいを持つ子供たちが地域社会に参加できるための支援事業に取り組みます。

地域創生事業は、地方と首都圏を結ぶ関係人口拡大や各地に失われつつある地域コミュニティを再生する為の地域交流hubとなる施設の運営をはじめ地域課題の解決に向けた新たなサービスの開発に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (令和4年12月31日現在)

私たちピーエイグループは全国の個性のある地域の活性化こそ真の日本の活性化であるという考え方のもと「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」様々な地域活性化事業を展開しております。

地域の会社に良き人材が集まるように、様々なメディアを使った求人メディア事業や人材派遣、人材紹介等などの人材関連事業、女性の社会進出の支援の為に保育事業、日本企業に対するベトナム越境ECの支援事業、さらに地域の遊休資産を再生して地域活性化のプラットフォームに再生する事業は「クラフト」「サステナブル」「コミュニティ」をキーワードに展開しております。

これらの事業により、それぞれの地域により豊かなライフスタイルを提案して新たな感動を創造し続ける企業でありたいと考えております。同時に我々は人と地域との繋がりを大切だと考えている企業でもあります。私達ピーエイは地域の社会課題を自社の課題として取り組むべき社会的使命があると感じています。地域の繋がりは人と人との助け合いに繋がり、より良い社会を創ります。我々の活動がその一助となっていく事を願っております。

私たちピーエイグループは「お客様の課題を解決する商品とサービスを提供することで『お客様の笑顔と感動』を実現する」と掲げ、また同時にChangeチェンジ、Challengeチャレンジ、Createクリエイトの3Cを『ピーエイの魂』として規定し、創業の心をチームスピリットとして、チームワークを重視した経営を志向しております。

(6) 主要な営業所 (令和4年12月31日現在)

当社	<p>本社：東京都目黒区 本店：福島県双葉郡楢葉町 新潟営業所：新潟県新潟市、長岡営業所：新潟県長岡市 長野営業所：長野県長野市、松本営業所：長野県松本市 郡山営業所：福島県郡山市、いわき営業所：福島県いわき市 仙台営業所：宮城県仙台、盛岡営業所：岩手県盛岡市 千葉営業所：千葉県成田市、茨城営業所：茨城県神栖市 キョーモ：京都府京都市、The Stones：京都府京都市 嵐山：京都府京都市、西小山：東京都目黒区 万代テラス：新潟県新潟市</p>
株式会社アルメイツ	<p>本社：新潟県新潟市 長野営業所：長野県長野市</p>
PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED	<p>本社：Room 902, 9F, VET Building, 98 Hoang Quoc Viet, Cau Giay, Ha Noi</p>
PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED	<p>本社：Room 902, 9F, VET Building, 98 Hoang Quoc Viet, Cau Giay, Ha Noi</p>
株式会社ピーエイクア	<p>本社：福島県郡山市 ココカラ開成：福島県郡山市、ココカラ五橋：宮城県仙台市 ココカラ荒巻：宮城県仙台市、ココカラ上桑島：栃木県宇都宮市 ココカラ虎丸：福島県郡山市、ココカラ安積：福島県郡山市 ココカラ雀宮：栃木県宇都宮市</p>
株式会社PA エンタープライズ	<p>本社：東京都中央区</p>

(7) 使用人の状況 (令和4年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	50 (5) 名	1 (▲7) 名
人材派遣事業	8 (2)	▲1 (2)
保育事業	54 (36)	4 (4)
地域創生事業	3 (18)	▲1 (▲6)
その他	4 (2)	－ (2)
全社 (共通)	11 (1)	2 (－)
合 計	130 (64)	5 (▲5)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 (24) 名	2 (▲15) 名	35.0歳	5.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	524
株式会社りそな銀行	150
株式会社東邦銀行	31

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和4年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	40,147,200株
② 発行済株式の総数	11,229,800株
③ 株主数	2,205名
④ 大株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社PLEASANT	2,916	27.1
加藤博敏	2,555	23.8
加藤郁子	914	8.5
金子美由紀	627	5.8
加藤一裕	627	5.8
楽天証券株式会社	208	1.9
日本証券金融株式会社	112	1.0
松井証券株式会社	100	0.9
JPモルガン証券株式会社	74	0.7
加藤美恵子	55	0.5

(注) 1. 当社は、自己株式を476千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (令和4年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	加藤 博敏	(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役
代表取締役社長兼COO	垣内 康晴	(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役
取締役	高橋 直樹	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員、株式会社エル・ティール・エス取締役(監査等委員)、株式会社イオトイジャパン 監査役
取締役	平松 庚三	小僧com(株)会長兼取締役、(株)アプリクス取締役
取締役	深谷 弦希	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長
常勤監査役	倉嶋 喬	(株)ピーエイケア監査役、(株)アルメイツ監査役、(株)PAエンタープライズ監査役、INEST(株)社外取締役
監査役	植木 昌成	(株)パティオ代表取締役、(株)もみ取締役
監査役	松田 聡	松田税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役の平松庚三氏及び深谷弦希氏は社外取締役であります。
 2. 監査役の植木昌成氏及び松田聡氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役平松庚三氏、取締役深谷弦希氏、監査役植木昌成氏、監査役松田聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
 4. 監査役の松田聡氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役平松庚三氏、深谷弦希氏及び各社外監査役植木昌成氏、松田聡氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、補償契約を締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険系契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	基本報酬額 (百万円)
取締役	5	62
監査役	3	4
合計	8	67
(うち社外取締役)	(2)	(1)
(うち社外監査役)	(2)	(0)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

ア 基本方針

当社取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法は、客観性と合理性を確保するために過半数の独立社外取締役で構成する報酬委員会で諮問を行い、その答申を受けて、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役報酬等の内容に係る基本方針を決議しております。

- ・各取締役の役割及び責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行うこととする。

イ 報酬の構成

- ・取締役の報酬は、役位に応じ、固定金額の基本報酬のみとする。
- ・社外取締役の報酬及び監査役の報酬は、固定金額の基本報酬のみとする。

ウ 基本報酬

当該事業年度に係る役員報酬は、当社取締役の基本報酬額の算定について、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の決議により決定しております。また、各監査役については、監査役会での協議の上、決定しております。

エ その他

退任時の慰労金は支給致しません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役平松庚三氏及び取締役深谷弦希氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

監査役植木昌成氏及び監査役松田聡氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	当事業年度における主な活動状況
取締役 平松庚三	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には1回に出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 深谷弦希	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には1回に出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 植木昌成	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回出席するとともに、監査役会9回のうち9回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 松田 聡	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回出席するとともに、監査役会9回のうち7回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについては必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、経営管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、経営管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容について情報システムを通じて全職員に徹底します。また、経営管理部が中心となって、体制強化に努めます。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しております。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定めております。

⑪ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保します。また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

⑬ 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等の運用をしております。

事業年度末においては、内部監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役会長兼CEOである加藤博敏氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、加藤博敏氏に貸付をしております。

① 取引に当たって当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等の加藤博敏氏と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについては、取締役会が判断し、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公平性を確保することで、少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の該当意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末現在で記載をしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様への適正かつ安定的な利益配分を、経営上の最重要課題の一つと認識し、各期の業績と必要な投資、内部留保等を勘案のうえ、配当を通じた株主の皆様への利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記の基本方針に基づいて検討し、また利益剰余金の部に累積赤字が残っていることも考慮した結果、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、剰余金の配当は見送らせていただくことといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、中間配当及び期末配当について取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	1,078,805	1,152,650
現金及び預金	822,277	853,155
受取手形及び売掛金	—	198,864
受取手形、売掛金及び契約資産	154,171	—
棚卸資産	2,161	195
その他	104,286	103,269
貸倒引当金	△4,091	△2,834
固定資産	253,287	246,782
有形固定資産	178,618	172,391
建物及び構築物	132,852	126,677
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	1,080	1,300
その他	8,647	8,374
無形固定資産	212	217
その他	212	217
投資その他の資産	74,456	74,173
長期貸付金	2,240	2,014
退職給付に係る資産	28,123	24,121
その他	46,332	50,051
貸倒引当金	△2,240	△2,014
繰延資産	—	259
社債発行費	—	259
資産の部合計	1,332,093	1,399,693

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	678,269	727,785
支払手形及び買掛金	36,387	17,115
短期借入金	450,000	495,000
1年内償還予定の社債	—	20,000
1年内返済予定の長期借入金	55,008	16,000
未払金	60,698	75,699
未払法人税等	5,859	12,596
賞与引当金	7,730	7,139
その他	62,585	84,233
固定負債	300,443	318,838
長期借入金	200,488	224,000
退職給付に係る負債	10,175	8,497
繰延税金負債	34,697	27,813
資産除去債務	44,223	42,267
預り保証金	10,860	16,260
負債の部合計	978,713	1,046,623
純資産の部		
株主資本	352,213	342,742
資本金	514,068	514,068
資本剰余金	399,886	399,886
利益剰余金	△490,404	△499,875
自己株式	△71,335	△71,335
その他の包括利益累計額	△1,682	8,452
為替換算調整勘定	△1,682	8,452
非支配株主持分	2,848	1,874
純資産の部合計	353,379	353,069
負債純資産の部合計	1,332,093	1,399,693

連結損益計算書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		1,666,419		1,582,084
売上原価		922,179		897,364
売上総利益		744,239		684,719
販売費及び一般管理費		702,775		745,083
営業利益又は営業損失(△)		41,464		△60,363
営業外収益				
受取利息	256		548	
受取配当金	—		5	
投資有価証券売却益	4,353		2,763	
助成金収入	32,023		31,145	
その他	5,738	42,371	6,605	41,067
営業外費用				
支払利息	4,553		4,351	
その他	1,077	5,631	1,004	5,355
経常利益又は経常損失(△)		78,204		△24,651
特別利益				
関係会社清算益	8,305	8,305	—	—
特別損失				
固定資産除却損	—		0	
減損損失	13,224	13,224	237,366	237,366
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失(△)		73,285		△262,018
法人税、住民税及び事業税	16,842		21,846	
法人税等調整額	6,884	23,726	△885	20,961
当期純利益又は当期純損失(△)		49,558		△282,979
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支 配株主に帰属する当期純損失(△)		313		△2,434
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会 社株主に帰属する当期純損失(△)		49,245		△280,544

連結株主資本等変動計算書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	514,068	399,886	△499,875	△71,335	342,742
会計方針の変更による 累積的影響額			△39,774		△39,774
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	514,068	399,886	△539,649	△71,335	302,968
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			49,245		49,245
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	49,245	—	49,245
当連結会計年度末残高	514,068	399,886	△490,404	△71,335	352,213

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	8,452	8,452	1,874	353,069
会計方針の変更による 累積的影響額				△39,774
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	8,452	8,452	1,874	313,295
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				49,245
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△10,134	△10,134	973	△9,161
当連結会計年度変動額合計	△10,134	△10,134	973	40,084
当連結会計年度末残高	△1,682	△1,682	2,848	353,379

計算書類

貸借対照表 (令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	772,169	886,068
現金及び預金	571,421	642,079
売掛金	—	161,212
受取手形、売掛金及び契約資産	126,795	—
棚卸資産	810	77
前渡金	4,991	5,331
前払費用	11,812	11,595
その他	71,539	77,865
貸倒引当金	△15,202	△12,093
固定資産	197,578	225,043
有形固定資産	75,114	89,623
建物	26,704	42,657
構築物	6,368	1,693
工具、器具及び備品	4,923	7,933
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	1,080	1,300
投資その他の資産	122,464	135,420
関係会社株式	59,100	59,100
出資金	2,016	2,016
関係会社長期貸付金	—	10,000
前払年金費用	28,123	24,121
長期前払費用	388	206
その他	32,836	39,976
繰延資産	—	259
社債発行費	—	259
資産の部合計	969,748	1,111,372

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	580,223	643,390
買掛金	35,566	16,560
短期借入金	450,000	495,000
1年内償還予定の社債	—	20,000
1年内返済予定の 長期借入金	48,000	16,000
未払金	18,483	37,828
未払費用	6,677	6,764
未払法人税等	5,502	6,995
未払消費税等	8,029	33,681
前受金	262	1,766
預り金	7,661	8,130
その他	39	662
固定負債	221,598	274,122
長期借入金	176,000	224,000
繰延税金負債	12,974	12,099
資産除去債務	21,764	21,763
預り保証金	10,860	16,260
負債の部合計	801,822	917,512
純資産の部		
株主資本	167,925	193,860
資本金	514,068	514,068
資本剰余金	399,984	399,984
資本準備金	140,820	140,820
その他資本剰余金	259,164	259,164
利益剰余金	△674,790	△648,856
その他利益剰余金	△674,790	△648,856
固定資産圧縮積立金	225	433
繰越利益剰余金	△675,016	△649,289
自己株式	△71,335	△71,335
純資産の部合計	167,925	193,860
負債純資産の部合計	969,748	1,111,372

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		1,022,333		930,008
売上原価		418,577		384,877
売上総利益		603,755		545,130
販売費及び一般管理費		590,823		644,129
営業利益又は営業損失(△)		12,931		△98,999
営業外収益				
受取利息	291		399	
受取配当金	—		100,005	
受取手数料	10,787		12,683	
投資有価証券売却益	4,353		2,763	
助成金収入	6,679		30,803	
その他	3,168	25,280	3,415	150,071
営業外費用				
支払利息	3,969		4,188	
社債利息	30		140	
社債発行費償却	259		346	
貸倒引当金繰入額	1,957		10,042	
その他	752	6,968	288	15,005
経常利益		31,244		36,066
特別利益				
関係会社清算益	—	—	430	430
特別損失				
減損損失	13,224		237,366	
関係会社出資金評価損	—	13,224	6,000	243,366
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		18,019		△206,869
法人税、住民税及び事業税	3,303		3,436	
法人税等調整額	875	4,179	249	3,685
当期純利益又は当期純損失(△)		13,839		△210,554

株主資本等変動計算書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	514,068	140,820	259,164	399,984	433	△649,289	△648,856	△71,335	193,860	193,860
会計方針の変更による累積的影響額						△39,774	△39,774		△39,774	△39,774
会計方針の変更を反映した 当期首残高	514,068	140,820	259,164	399,984	433	△689,063	△688,630	△71,335	154,086	154,086
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△207	207	—		—	—
当期純利益						13,839	13,839		13,839	13,839
当期変動額合計	—	—	—	—	△207	14,047	13,839	—	13,839	13,839
当期末残高	514,068	140,820	259,164	399,984	225	△675,016	△674,790	△71,335	167,925	167,925

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月28日

株式会社ピーエイ
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小島浩司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月28日

株式会社ピーエイ
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小島浩司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月28日

株式会社ピーエイ 監査役会

常勤監査役 倉 嶋 喬 ㊞

監査役 植 木 昌 成 ㊞
(社外監査役)

監査役 松 田 聡 ㊞
(社外監査役)

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都目黒区原町一丁目7番8号
クラフトビレッジ西小山内ハジマリルーム
tel.03-6885-1010

交通

東急電鉄目黒線 西小山駅より徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会にご出席される株主様は、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。